

## 調査票記載要領（病院・診療所用）

- 1 この調査は、平成30年3月に策定した「第七次香川県保健医療計画」に基づき、多様な精神疾患等【ここでは、統合失調症、うつ病・躁うつ病、認知症、児童・思春期精神疾患、発達障害、依存症（アルコール依存症、薬物依存症、ギャンブル等依存症）、ゲーム症〈障害〉、外傷後ストレス障害（PTSD）、高次脳機能障害、摂食障害、てんかん、精神科救急、身体合併症、自殺対策、災害精神医療、医療観察法における対象者への医療を対象としています。】に係る医療連携体制に関し、各関係機関において担うことのできる医療機能の現況を把握するものです。
- 2 多様な精神疾患等それぞれごとに、患者の状況に応じて適切な精神科医療（外来医療、訪問診療をする場合及び他の医療機関と連携する場合を含む。）の提供が可能かどうか伺うものです。令和5年4月1日時点で対応可能な場合は、調査票の各項目に○を記してください。
- 3 提出方法：FAX又はメールにて県庁障害福祉課に提出してください。  
(締切 4月14日（金）必着)
- 4 各医療機能を担う関係機関の公表内容は、①名称、②所在、③医療の提供可能な領域、④電話番号になります。公表に際しては、原則、各関係機関から提出された調査票の内容をそのまま掲載することとしています。  
従いまして、県のホームページにおいて関係機関の名称等を公表することは、県として当該関係機関が当該医療機能を備えていることについて確認等していることを意味するものではありません。  
なお、場合により、県から状況の確認等をさせていただくことがあります。
- 5 該当項目のない場合は、調査票の提出は不要です。
- 6 報告のあった事項の変更等につきましては、今後定期的に更新していくこととしています。
- 7 関係厚生労働省通知
  - (1) 平成29年3月31日付け医政発0331第57号厚生労働省医政局長通知「医療計画について」  
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10800000-Iseikyoku/0000159901.pdf>
  - (2) 平成29年3月31日付け医政地発0331第3号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」  
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10800000-Iseikyoku/0000159904.pdf>